省令

○総務省令第六十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五十二条の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十七日

総務大臣　原口　一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の見出しを「（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）」に改め、同条第九号を次のように改める。

九　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）又は海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）の規定に基づき行う海上保安庁の無線局と船舶局との間の通信

附　則

この省令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

○総務省令第一号

外務省令第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項の規定に基づき、平成二十二年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十二年六月十七日

総務大臣　原口　一博

外務大臣　岡田　克也

平成二十二年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

平成二十二年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項に規定する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間
在ジャカルタ日本国総領事の管理する投票を記載する場所	投票期日前六日の午前九時三十分から午後一時までの間

告示

○金融庁告示第六十八号

貸金業務取扱主任者研修の実施に関する事務を行わせることができる団体を指定する件（平成十九年金融庁告示第百十九号）は、平成二十二年六月十七日限り、廃止する。

平成二十二年六月十七日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第六十九号

貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令附則第三条第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する件（平成十六年金融庁告示第三号）は、平成二十二年六月十七日限り、廃止する。

平成二十二年六月十七日

金融庁長官　三國谷勝範

○総務省告示第二百三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十二年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十二年六月十七日

総務大臣　原口　一博

在インドネシア日本国大使、在パキスタン日本国大使、在フィリピン日本国大使、在ブータン日本国大使、在モルディブ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在ハイチ日本国大使、在バハマ日本国大使、在バルバドス日本国大使、在ベリーズ日本国大使、在ペルー日本国大使、在アルバニア日本国大使、在アルメニア日本国大使、在アンドラ日本国大使、在英国日本国大使、在キプロス日本国大使、在コソボ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在バチカン日本国大使、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モルドバ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在キリバス日本国大使、在サモア日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在バヌアツ日本国大使、在パプアニューギニア日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イラク日本国大使、在エリトリア日本国大使、在カーボヴェルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在スワジランド日本国大使、在セーシェル日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ナミビア日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在モーリシャス日本国大使、在モーリタニア日本国大使、在リベリア日本国大使、在ルワンダ日本国大使、在レソト日本国大使、在カラチ日本国総領事、在ポートモレスビー日本国総領事、国際連合日本政府代表部大使、国際民間航空機関日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使及び欧州連合日本政府代表部大使

○総務省告示第二百三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号イ及びロの規定に基づき、平成二十二年七月二十五日に任期が満了することに伴う参議院議員の通常選挙及びこれと同日に行われる衆議院議員又は参議院議員の選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を次のように定める。

平成二十二年六月十七日

総務大臣　原口　一博

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号イに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とし、同号ロに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、同号イに掲げる期間（当該選挙の期日の告示の日の翌日以後の期間に限る。）の各日とする。

在外公館の長	期日
在インド日本国大使（在バンガロール出張駐在官事務所を管理する場合を除く。）	
在コルカタ日本国総領事	